



厚生労働省

山口労働局

下関労働基準監督署 **Press Release**

報道関係者各位

令和7年3月11日（火）

【照会先】

下関労働基準監督署

副署長

徳重宏之

第一方面主任監督官

桑原義邦

電話 083-266-5476

最低賃金法違反被疑事件の書類送検について

下関労働基準監督署（署長 山下 徹）は、令和7年3月11日、株式会社 CAFE COLLECTIVE 及び代表取締役を最低賃金法違反の疑いで下関区検察庁に書類送検しました。

記

1 被疑者

- 株式会社^{カフェ コレクティブ} CAFE COLLECTIVE（本店所在地：山口県下関市）
- 代表取締役

2 違反条文

最低賃金法違反

同法第4条第1項（最低賃金の効力）

同法第40条（罰則）

同法第42条（両罰規定）

3 事件の概要

株式会社 CAFE COLLECTIVE は、山口県下関市内でカフェ2店舗の運営や菓子の製造販売を営む事業主であるが、代表取締役は、労働者3名に対する令和5年12月1日から令和6年3月31日までの賃金（合計1,402,348円）について、それぞれの所定支払日にその全額を支払わず、もって、山口県最低賃金（時間額928円）以上の賃金を支払わなかったもの。

【 参照条文 】

最低賃金法（昭和三十四年四月十五日法律第百三十七号）（抜粋）

（最低賃金の効力）

第四条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

（第二項～第四項 略）

第四十条 第四条第一項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。